

# 《東日本震災に伴う特例》

## 雇用調整助成金

[景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員を休業・教育訓練・出向させるとき]

### 受給要件

次のいずれかに該当すること

- 特例対象地域において事業活動を示す指標について、震災後、売上高又は生産量の最近1ヵ月間の月平均値がその直前1ヵ月間又は前年同期に比べ5%以上減少していること（平成23年6月16日まで）
  - ※特例対象地域：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の災害救助法適用地域
  - 特例対象地域に所在する事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の1/3以上）の経済的関係を有する事業所の事業主にも適用
  - 計画停電の実施地域に所在する事業所において、計画停電により事業活動が縮小した事業主
  - 一定の条件に該当する休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い、休業手当もしくは賃金を支払い、又は賃金の一部を出向元事業主が負担したとき
  - 平成22年12月14日から平成23年12月13日に限り、以下のいずれにも該当する場合
    - ・円高の影響により生産量等の回復が遅れていること
    - ・最近3ヵ月の生産量等が3年前の同時期に比べ15%以上減少
    - ・直近の決算等の経常損益が赤字
- ※ただし、対象期間の初日が上記期間中であること

### 給付内容の概要

	休業等（休業及び教育訓練）	出 向
支給額	休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の2/3 ※事業所内訓練（注1）を実施の場合、1人あたり2,000円/日を加算 ※事業所外訓練（注2）を実施の場合、1人あたり4,000円/日を加算	出向元事業主の賃金負担額の2/3
限度額	1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度	
支給限度日数	3年間で300日まで	

注1) 事業主自ら実施するもので、生産ラインなどの通常の生産活動とは別に、受講する労働者の所定労働時間の全日または半日（3時間以上）にわたり行われるもの

注2) 事業所内訓練以外の教育訓練で、1日に3時間以上行われるもの（ただし、受講日に受講者を働かせないもの）

- 支給の対象となる雇用調整は以下の通りです。

休業等（休業及び教育訓練）	<ul style="list-style-type: none"><li>●所定労働日の全一日にわたるもの又は所定労働時間内に対象被保険者全員について一斉に1時間以上行われる休業であること</li><li>●所定労働日の所定労働時間に行われる教育訓練であること（半日単位の実施も可能）</li><li>●従業員に特例短時間休業を行ったこと</li></ul>
出 向	<ul style="list-style-type: none"><li>●出向期間が3ヵ月以上1年以内であること</li><li>●出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同じ額の賃金を支払うものであること</li><li>●出向労働者の同意を得たものであること</li></ul>

## 手続きは・・・？

	休業等（休業及び教育訓練）	出 向
どこへ	公共職業安定所	
何を（書類）	①休業等実施計画届 ②支給申請書	①出向実施計画届 ②支給申請書
いつまでに	公共職業安定所の指定による	

※対象地域に限り、事前に届け出る必要のある計画届は事後提出が必要となります。

## 取扱い・問い合わせ先

最寄りの公共職業安定所

## ワンポイント・アドバイス

- 下記の要件を満たす場合、助成率が3/4になります。
  - ①判定基礎期間(賃金締切期間)の末日における事業所労働者数が、初回計画届提出月の前月から遡って6カ月間の月平均事業者数と比して4/5以上であること
  - ②判定基礎期間とその直前6カ月間に事業所労働者の解雇等をしていないこと